

さくら市農業委員会総会議事録（平成31年4月定例総会）

1. 開催日時 平成31年4月23日（火）午後1時35分から午後3時35分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	9番	中山 隆
会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根友治
	2番	齋藤 克之
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	6番	石原 功江
	7番	小林 義和
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	14番	石田多美子
	16番	古澤 一郎
	17番	小室 規雄
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美
	20番	小川 雅之

4. 欠席委員（1人） 8番 吉成 重男

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 非農地証明願について
	議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について
	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
	議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第7号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見

	について
議案第 8 号	耕作放棄地の非農地通知書交付について
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野中 剛
副主幹兼係長	和氣 貴子
副主幹	檜原 史郎
主事	石原 宏哉

7. 会議

事務局	野中	<p>定刻を過ぎました。本日の出席委員は、18名で、欠席委員は8番吉成重男委員、1名であり、定足数に達しており総会は成立了します。</p> <p>では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>皆さんこんにちは、本日は農業委員会定例総会という事でご出席いただきありがとうございます。また、午前中現地の確認という事で皆さんに確認していただきて内容的には皆さんわかつていただけたかと思うところでございますが、慎重審議をお願いしたいと思います。また、4月になりまして新年度に入り新しい局長と檜原さんが来ました。よろしくお願ひしたいと思います。また、平成も今月が最後の定例会になるかと思います。新たな年号が5月より始まるところでございますが、令和という事で5月の定例会からは、そういうことでよろしくお願ひします。本日は議案も多く入っておりますので慎重審議をお願いいたしまして簡単ですがあいさつに代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただいまからさくら市農業委員会4月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	野中	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは、会議に先立ちまして本日書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願ひいたします。</p>

2番	齋藤	全員出席のもと、午前10時より第6号議案2件について、現地並びに書類を審査して参りました。後ほど担当委員から報告がございますので、ご審議よろしくお願ひします。
議長	中山	次に第2調査会委員長の報告を求めます。
18番	小林	本日午前9時30分より全員出席のもと書類及び調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、議案第2号が1件、議案第4号が1件、議案第5号が1件、議案第6号が2件の合計6件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	中山	次に第3調査会委員長の報告を求めます。
13番	小池	当委員会に付託されました議案は12件ありますが、全員出席のもと午前10時より開会し、内容審査の上、現地調査を行いました。当委員会に付託されました議案は、議案第3号が2件、議案第4号が1件、議案第6号が5件、議案第8号が4件の合計12件であります。それぞれ担当委員から説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	中山	次に第4調査会委員長の報告を求めます。
14番	石田	午前10時より書類及び現地調査を行いました。議案といたしましては、第3号議案が3件、議案第6号が1件、議案第8号が1件、計5件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、よろしくお願ひします。
議長	中山	それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。 12番の大塚明美委員、13番の小池利一委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。) なお、非農地証明交付要領の2の(1)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容

		易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
10番	小菅	案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 詳細については事務局から説明のあったとおりです。17日に地元の最適化推進委員と現地を確認してまいりました。現状で、駐車場に使われている状態です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号番号1番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。 次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。) この土地について、売買の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りいたします。 以上です。
議長	中山	あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。
18番	小林	あっせん委員といたしまして6番石原功江委員と10番小菅和彦委員にお願いしたいと思います。

議長	中山	<p>それでは議案第2号番号1番のあっせん委員は、6番石原功江委員、10番小菅和彦委員を指名いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
14番	石田	事務局の説明どおりですので、皆様のご審議の程よろしくお願いします。
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号2番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
12番	大塚	<p>案内図の3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件につきましては、交換の相手が昨年の今頃に申請しまして、本当は同時期にやるのが通常であります、○○さんの事情がありまして現在に至っております。内容については事務局の説明のとおりです。よろしくご審議の程お願いします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号2番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
14番	石田	<p>案内図の3-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>以前この案件は売買であっせん願いが出ていたものです。内容については事務局の説明のとおりです。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号3番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
1番	千野根	<p>案内図の3-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>譲受人は30年以上耕作を委託していたが、今は北海道に住んでいるため耕作を放棄して贈与に至りました。内容については事務局の説明のとおりですので、ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号4番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	石原	<p>(議案第3号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
1番	千野根	<p>案内図の3-4と同じ場所ですので説明を省略させていただきます。</p> <p>この5番は売買に関する案件です。譲受人は農業経営も良く取り組んでいますし、今後も後継者ともども農業に従事していくと思われます。内容については事務局の説明のとおりです。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号5番は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設または公益的施設が存する区域ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
10番	小菅	<p>案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請者は、申請地近隣に居住しており主に農業経営をしています。資産運用を考えアパート経営の計画を立てました。</p> <p>申請地は宅地として利用している現在空き地になっている土地に隣接しており、既存宅地部分の面積だけでは経営面積に足りないため今回の計画となりました。</p> <p>近隣には大型店舗や住宅も増え利便性も良いためアパート経営にあたり最もすぐれた土地であり、宅地に隣接しているという事もあり土地の選定となりました。</p> <p>土地利用計画は、転用面積は1008m²、アパート1棟、2階建て12室、駐車場24台を確保するものであります。取水排水はさくら市上下水道、雨水の処理は雨水浸透槽を設置する予定であります。擁壁とフェンスはコンクリートブロック及びフェンスを設置、進入路は申請地の東側にある市道から乗り入れします。</p> <p>資金計画は、土地造成費2000万、建築費1億、付帯事業費が1000万で合計1億3000万円、全額融資によってまかぬ予定になっております。融資証明が添付されております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、東側、南側は道路、西側が宅地、北側が自己所有の農地です。北側の田んぼに接する部分はフェンス及びコンクリートブロックを設置するため土砂の流出等はありません。ただし、北側農地の排水路がなくなってしまうため計画地内に集水溝及び排水側溝を新設するという事になつております。以上のような状況でございます。</p> <p>本日の調査会及び21日に地元の推進委員と現地調査を行いました。特に問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		【全員挙手】

議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号1番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
1番	千野根	<p>案内図4-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請は、○○氏が畑を農業用倉庫として転用する案件でございます。</p> <p>転用行為の必要性と土地の選定理由ですが、申請者は現在、いちご栽培と米作りをしています。いちごの保冷庫はパイプを柱とした簡易的な建物の中にあり保冷庫本体に対しても良い状態とは言えません。また、米等の農産物の保管として置く場所も足りなくなりましたので農業用倉庫を新築していく申請に至りました。</p> <p>申請地の地目は畑ですが整地は必要ございませんので盛土や切度の造成工事は必要ありません。また、周辺農地の侵食もしません。申請地は現在使用している作業所と近く、倉庫を建築できれば作業効率が良くなるため申請地として設定しました。</p> <p>土地の利用計画ですが、申請地360m²に農業用倉庫137.38m²、出入口は東側から、土地は整地を行いませんが盛土や切土もなく造成工事ですので雨水は敷地内に勾配を付け他の土地に流出しないように砂利舗装にして雨水を浸透させます。農業倉庫のため給排水設備は設置いたしません。</p> <p>資金計画ですが、建築費690万円は自己資金にて補うことになります。残高証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、東側・南側・北側は宅地のため問題ありません。西側は水路及び田です。水路があるので雨水の問題も生じません。日照についても建築予定建物が約3.7mと低いため影響はありません</p>

		<p>ん。本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが問題ないと判断しております。</p> <p>以上のような状況でございますのでご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号2番は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
3番	関	<p>案内図5-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請につきましては、平成14年10月22日付で農地法第5条の許可を受けた土地についての事業計画を変更する案件であります。変更内容につきましては○○氏の長男が利用する分家住宅敷地でしたが、変更後、△△の駐車場としての利用であります。</p> <p>内容につきましては事務局説明のとおりです。詳細につきましては議案第6号8番において説明したいと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第5号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号1番は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第6号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約0.7haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれていますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
20番	小川	<p>案内図6-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>21日に地元の最適化推進委員とともに現地の確認をしました。また、本日も調査会で現地を調査し問題なしと判断をしたところでございます。</p> <p>転用行為の必要性としまして、再生エネルギーが必要という事で太陽光として転用されるわけですけども、土地の選定理由としまして日照もほぼ良好で道路のそばでございますので維持管理も簡単だという事で良好な立地条件だと思われたので選定したという事でございます。</p> <p>資金調達につきましては総額で1637万円でございます。借入金は1371万円、自己資金が266万円、借入金の証明も提出しております。</p> <p>周辺農地への影響は工作物を作る前にフェンスを取付けしてから工事に取りかかりますという事なので被害を及ぼすことは無いと思います。</p> <p>このようなことでございますので、ご審議の程よろしくお願いします。</p>

議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p>
議長	中山	<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号1番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第6号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇及び同所〇〇〇〇番〇については、農地の集団的広がりが約1.5haですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。また、〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇についても、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設または公益的施設が存する」区域ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
19番	舟本	<p>案内図6-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請地は周囲を東-地主さんの田、西-県道、南-市道、北側市道に囲まれた農地であります。本申請は、賃貸借により株式会社〇〇がドラッグストアを建築する案件でございます。株式会社〇〇は〇〇市に本店を置き主に医療品、日用雑貨、食品等の販売をしている資本金42億5254万円の法人であります。</p> <p>転用行為の必要性と土地の選定理由ですが、本社は高齢化社会、人口減少の進展、買い物弱者への対応と今後消費者の生活を</p>

		<p>支える重要な拠点として認識されつつあり規模拡大をしております。申請地は大田原氏家線に接続し交通量が多い事、また、地元住民からの要望があること、アクセス立地条件等がよいことで今回の申請に至っております。</p> <p>土地の利用計画ですが、店舗1棟1階建を建築し、駐車台数67台、駐輪場10台を確保するものであります。</p> <p>給水は市営上水道に接続、汚水は公共下水道へ接続します。雨水につきましては敷地内側溝にて導水し地下浸透にて浸透させます。</p> <p>資金計画は、総事業費2億1550万円、全額自己資金によるものです。</p> <p>周辺農地への被害防除は、造成工場は敷地外周部へ縁石・擁壁を設置し隣地への土砂流出を防ぎます。一部法面が生じますが側溝を設け対応します。</p> <p>また、本日地元の最適化推進委員と現地を確認し、農業委員と書類を審査した結果、問題ないと考えております。</p> <p>この申請は、平成30年6月8日に農振除外で承認された案件でございます。以上のような状況になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号2番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第6号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約6.7haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれています</p>

		ので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	<p>案内図6-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 譲渡人の自宅前の水田3筆704m²を売買により太陽光発電敷地A区画として転用する案件でございます。</p> <p>申請者の株式会社〇〇は〇〇都〇〇区〇に本社を置き再生可能エネルギーによる発電事業等を業とする資本金4000万円の法人であります。</p> <p>申請地は都市計画用途地域の指定を受けている土地であり、日照や周辺環境が良く計画上必要な面積を確保、かつ道路に接道しており維持管理も容易であるため今回の申請に至っております。</p> <p>計画によりますと申請地に太陽光パネル224枚を設置し最大出力69.4キロワットの発電量を確保しようとするものであります。施設周辺は高さ1メートルのフェンスで囲みます。雨水については敷地内自然浸透とし、その他取水排水はありません。なお、売電単価は〇〇円であります。</p> <p>資金計画につきましては、総事業費874万円は全額自己資金にてまかなう事としており金融機関の残高証明が添付されております。</p> <p>周辺農地への影響でございますが、4月21日の推進委員の現地調査及び本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが問題ないと判断しております。</p> <p>以上のような状況でございますのでご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号番号3番について承認される方の挙手を求める。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第6号番号3番は、原案どおり承認さ

		れました。 続きまして、議案第6号番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第6号番号4番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約6.7haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
13番	小池	案内図6-4でございますが、(申請の場所を説明する。) この案件は、先ほどの申請地の隣で△△氏が水田2筆1552m ² を太陽光発電に転用する案件です。 転用者はA区画と同じ株式会社○○です。土地利用計画としては太陽光パネル360枚を設置し、最大出力111.6キロワットの発電量を確保するものであります。売買単価は○○円です。資金計画につきましては総事業費1399万円を全額自己資金にてまかないとあります。以上のような状況でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号番号4番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第6号番号4番は原案どおり承認されました。 続きまして議案第6号番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第6号番号5番について朗読して説明する。)

		なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約6.7haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれていますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
13番	小池	<p>案内図6-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>△△氏所有の田2筆526m²をC区画として太陽光発電に転用する案件です。転用者はA、B区画と同じ株式会社○○です。</p> <p>土地利用計画は太陽光パネル180枚を設置し、最大出力55.8キロワットの発電量を確保しようとするものであります。売買単価は○○円です。</p> <p>資金計画につきましては総事業費711万円を全額自己資金にてまかねます。</p> <p>この周辺ですが、宅地の前が同じく太陽光発電で□□というところが経営をして持っています。その隣がかなりの面積があるので太陽光発電で去年転用をして太陽光になっています。ですから周りは全部太陽光です。</p> <p>以上のような状況でございますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号5番は原案どおり承認されました。</p> <p>それでは、次の議案に入る前に2時45分まで休憩といたします。</p>
		(午後2時34分～午後2時45分までの間休憩)

議長	中山	では、再開いたします。 続きまして議案第6号番号6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第6号番号6番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集団的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れており、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
15番	齋藤	この案件は、○○さんが△△さんの農地を売買によって取得し一般住宅及び進入路として使用するために申請したという案件でございます。 案内図6-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 転用行為の必要性ですが、申請者は現在○○○市○○地内の賃貸住宅に妻、子供一人の3人で生活しておりますが、子供の成長と今後家族が増えること等を考え、また、住み慣れたさくら市に定住し生活の安定を図りたいと考え今回の申請地に住宅を建てたいと思い計画をしたという事です。 土地の選定理由ですが、現在住んでいる地域及び学校等が近い地域で探した結果、申請地は小学校が近く子供の通学に便利なこと、国道4号線に比較的近く交通の利便性が良いこと、計画している建物を建築し利用するうえで面積が確保できることなど条件的に最適地と考え選定したという事です。 土地の利用計画ですが、居宅の建築敷地、建設面積68.31m ² と自家用車及び来客等の駐車場用地として利用いたします。取水はさくら市上水道からの取水を計画しており、排水は合併浄化処理後敷地内処理装置による処理を考えているという事です。雨水処理につきましては敷地は砂利敷きとし自然浸透処理することです。それから、北側市道に隣接する土地を住宅及びその奥にある農地への進入路として使用することです。 資金計画ですが、全額融資で融資証明も添付されております。周辺農地への被害ですが申請地の東側は市道及び宅地となって

		<p>おり、それ以外は農地となっており、農地と面する場所には土留擁壁等を設置し土砂の流出を防止いたします。また住宅建築位置等を考慮し転用に際しては被害の無いよう十分注意して行うということです。</p> <p>午前中の調査会の方でも問題ないと判断いたしました。</p> <p>それから今回の申請に関して直接案件に関する話ともまた違う部分なのですが、午前中の〇〇の案件もそうなのですが今回の案件につきましても地図等を見ていただきますと南側というか西側に細い2メートルほどの土地を残してあるのですがあくまでも農地法に従って処理することで致し方ないということなのですけどもこういったことが臨機応変に運用できる法体制が整っていったらいいという話を調査会でもいたしました。</p> <p>全体をとおして問題ないと判断しております。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号6番について承認される方の挙手を求めてください。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号6番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号番号7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第6号番号7番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明を願います。
18番	小林	この案件は上阿久津台地土地区画整理事業地内でございます

		<p>ので場所の案内は省略させていただきます。</p> <p>この案件は売買による所有権移転のための申請でございます。転用目的は一般住宅用敷地でございます。申請者は家族4人で〇〇〇〇に住んでおりますが、勤務地がさくら市なのと子供の将来を考えると自宅の必要があるということで今回の申請になりました。</p> <p>選定理由といたしましては、現在住んでいる場所よりも通勤や学校も近いことから子供の通学が容易であるということで選定をいたしました。</p> <p>土地利用計画といたしましては、当該地は農地が234.32m²、保留地20街区22画地が76.104m²と保留地20街区19画地が45.68m²、合計356.104m²を一体利用する案件でございます。建物は木造一般住宅でございます。駐車台数は3台を予定しております。取水は公共水道管より引込み、下水は公共下水道に排出をいたします。雨水は敷地内浸透と考えております。</p> <p>資金計画といたしましては、土地購入費、建築工事費、造成費合せまして4千2百万円でございます。資金は全て住宅ローンを考えております。金融機関からの融資証明書も添付されております。</p> <p>周辺は東側が宅地でございます。また西側は道路、南側も道路でございます。北側も宅地でございますので農地には問題ないと思います。</p> <p>以上のような状況でございます。ご審議の程よろしくお願いいいたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号7番について承認される方の挙手を求める。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号7番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号番号8番について、事務局の説明を求</p>

		めます。
事務局	檜原	<p>(議案第6号番号8番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れており、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明を願います。
3番	関	<p>この案件は先ほど5-1で事業計画の変更ということで説明をした案件でありますので場所の説明につきましては省かせていただきたいと思います。</p> <p>本申請は株式会社〇〇が賃貸借により会社の駐車場敷地として利用する案件であります。転用行為の必要性と土地の選定理由ですけども、申請人は〇〇〇市に本店を置き県内一円において屋根工事業を営んでおります。近年の事業規模拡大に伴い会社所有車両、従業員の乗り入れ台数の増加等により既存の駐車スペースが手狭となっていることから今回申請に至っております。</p> <p>土地の選定理由につきましては、申請地は会社の代表取締役の祖父の所有地であり事業所に隣接しているため選定に至っております。</p> <p>土地利用計画につきましては、駐車場敷地中央に幅員4メートルの車両通路を確保しまして両サイドに駐車場9台分を確保するものであります。場内は砂利敷きの利用により雨水は場内にて浸透処理となっております。</p> <p>資金計画につきましては、申請地は平成14年10月の許可後において砂利敷きをして整備されておりますので現状のままの利用により今回資金の発生はございません。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、申請地は北側及び東側が宅地、南側、西側は△△氏所有の農地であります。高低差のある西側ですけどもL型の擁壁が設置されております。また、場内における水の利用及び建築物の建築予定はなく周囲への日照、通風等の影響はないものと考えます。</p> <p>本日の調査会におきまして現地調査を行いましたが特に問題</p>

		はないと判断しております。 以上のような状況でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号番号8番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第6号番号8番は、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号番号9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第6号番号9番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約0.05haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれていますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
1番	千野根	案内図6-9をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請地は○○不動産が売買により太陽光発電として転用する案件でございます。 転用行為の必要性ですが、当社は○○市に本店を置き県内一円において不動産業を営んでいます。 土地の選定理由ですが、比較的平坦で日照時間が確保でき、申請地の西側及び北側は山林、東側は現在山林であるが一体利用を予定しています。南側は墓地であり周辺の被害も最小限であるということで選定をいたしました。 土地の利用計画ですが、総面積1031m ² で太陽光パネル32

		4枚、パワコン9台を設置いたします。売電価格については〇〇円です。
		資金計画ですが、総額で1751万3777円で、全部自己資金で利用します。残高証明書が添付されております。
		周辺の農地への被害防止対策ですが、周辺は西側、北側は山林、東側は現在山林で一体利用を予定しています。南側は墓地です。周辺にフェンスを張り定期巡回を行い被害の発生に注意することです。
		本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いましたが問題ないと判断しております。以上のような状況でございますのでご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号番号9番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第6号番号9番は、原案どおり承認されました。
		続きまして、議案第6号番号10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第6号番号10番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集団的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので第1種農地と判断いたします。こちらは午前中の調査会でも皆様に現地を確認いただきましたところ農地法の農地の区分上、第1種農地に該当いたしまして原則として許可できない土地でございます。本許可申請につきましては太陽光発電への転用のための権利設定を目的とした行為であるため農地法施行令第11条第1項第2号に規定する不許可の例外に該当する内容であると判断できない限り許可の対象となりません。したがって、今回こちらの農地法施行令第11条第1項第2号の各号の規定に該当するかどうかにつきまして各項目ごとに判断いたしましたところ該当すると判断することが出来ないた

		め不許可相当とするものと判断をさせていただきたいと思います。
		以上です。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
12番	大塚	午前中に現地調査を本日出席の農業委員全員で検討してまいりました。推進委員の方も全員出席されて検討はしたんですけども詳細については事務局のとおりでございます。○○さん本人も現地に参りましてその後いろいろ議論を交わしたところではありますがかなり強硬に言われていました。でも如何せん法律、現行の場合ではなかなかそうもいかないので後の農業委員会総会で厳粛に協議をいたしましてその結果は後で報告するということで我々は引き上げて参りました。そういうことなので厳正に注意をもって皆さん慎重にご審議をお願いします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
14番	石田	今日、○○さんと話し合いをしたんですけども、農業委員は農地を守るためにいるという話をしましたが、それならば農家の気持ちもわかってほしいと話されました。それはわかりますし、荒れてしまうかもしないという心配もわかりますが、法律は国会で変えてもらわないと我々は変えることはできないので。皆さんここでご審議の程よろしくお願いしたいんですけども。
議長	中山	その他ございますか。
13番	小池	今日、第1から第4までの委員さん全員来てもらって現場を見て、誰が見ても法的なものは第1種農地ということで転用はできませんという案件なので、統一意見として不許可ですということで意見を出してもらえば誰がどうのではなくて委員会として統一意見を出してその回答をもって返答すればいいと思いますのでよろしくお願いしたい。私は以上です。
議長	中山	その他ございますか。
		【発言なし】

議長	中山	<p>ないようですので、採決に入ります。</p> <p>ただいま事務局及び担当委員の説明がございました議案第6号番号10番の申請地については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、農地の区分上、第1種農地に該当し原則として許可できない農地であります。</p> <p>本件許可申請は太陽光発電への転用のための権利設定を目的とした行為である為「農地法施行令第11条第1項第2号」に規定する不許可の例外に該当する内容であると判断できない限り、許可対象とはなりませんが、本件許可申請が「農地法施行令第11条第1項第2号」の規定に該当すると判断することが出来ないため、不許可とすることについて承認される方の挙手を求めます。</p>
議長	中山	<p>【全員挙手】</p> <p>全員挙手ですので、議案第6号番号10番は、不許可とします。</p> <p>次に、議案第7号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。平成31年度第1号公告予定年月日は平成31年4月26日です。計画の内容といたしましては、利用権設定が新規17件、再設定11件となっております。なお、詳細については、別添の農用地利用集積計画書のとおりです。以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>

議長	中山	全員挙手ですので、議案第7号は原案どおり承認されました。次に、議案第8号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第8号番号1番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振は白地、土地改良は未実施、現地確認担当者大塚明美委員、現地確認日平成30年9月18日となっております。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
12番	大塚	詳細については事務局の説明のとおりでございます。よろしくご審議の程お願いします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
15番	齋藤	地図上だと北側がみんな田んぼになっているんですけど他の農地に対しての影響があるかどうか確認させていただきたい。
12番	大塚	この辺の農地の所有者はけっこう気にしていましてかなり幅の広い草刈機で刈っているのでそちらの方は影響はないと思います。
議長	中山	その他ございますか。
		【発言なし】
議長	中山	ないようですので、採決に入ります。 議案第8号番号1番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第8号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第8号番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局	和氣	<p>(議案第8号番号2番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者七久保勉委員、現地確認日は平成30年8月31日となっています。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明願います。
5番	七久保	<p>今、事務局が言いましたように写真の中央には○○の豚舎が建っていましたまして昨年皆さんもご覧になったかと思います。写真のとおりたいへん荒廃していまして農地への復元は著しく困難であります。周辺への影響もございません。○○○○一○○番の下は田んぼのマークがついていますが現実的には水を揚げることは不可能です。4月17日の農地利用最適化推進委員との調査会及び本日の調査会におきまして非農地通知書の交付につきまして何ら問題なしと判断いたします。皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第8号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第8号番号2番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第8号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第8号番号3番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者千野根友治委員、現地確認日は平成30年10月1日となっています。</p> <p>以上です。</p>

議長	中山	担当委員の説明を願います。
1 番	千野根	写真を見てもらいますと手前の草が生えている部分ではなくて正面の木の方です。そちらの方の場所になります。大木になっておりますので農地としての復元は無理だと思いますので審議の程よろしくお願ひします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第8号番号3番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第8号番号3番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第8号番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第8号番号4番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振につきましては地域外、土地改良については未実施、現地確認担当者小池利一委員、現地確認日につきましては平成30年9月3日となっております。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
13番	小池	案内図8-4ということで事務局が説明しましたが、この写真に写っているのが□□という介護施設です。この図面から行く申請地のラインに○○さんという家がありますけど○○さん聞いたところ○○さんがここに移り住んで25年たっていますが、その前からこういう状態が続いているということです。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。

		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第8号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第8号番号4番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第8号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第8号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振につきましては農振地域外、土地改良については未実施、現地確認担当者小池利一委員、現地確認日につきましては平成30年9月3日となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明を願います。
13番	小池	案内図8-5、先ほどの8-4の東側になるんですけど、昔開田をして田んぼだったんですけど水の関係で全部やめまして宅地としてほとんど分譲されてきたんですけどこの一番奥、その上が山なんですけどこの写真を見ますとわかりますように。ここに○○氏が住んでいるんですけど30年からここに住んでいてその時点からこのように荒れた状態で手を付けるのにはどうしたらしいかということで、とりあえず木が生えないようにしたのが良いということですが、もう山林になっているのと同じです。非農地だと思いますのでよろしくお願ひいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第8号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p>

		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第8号番号5番は原案どおり承認されました。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から5番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から11番はお目通しを願います。</p> <p>本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちましてさくら市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p> <p>(午後3時35分閉会)</p>